

宜野湾市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成22年11月8日

宜野湾市監査委員
米 須 厚
上 地 安 之

1. 監査の期間

平成22年9月21日から11月8日まで

2. 監査の対象

総務部

総務課

人事課

行政改革室

IT推進室

契約検査課

税務課

納税課

3. 監査の範囲

平成22年度財務に関する事務の執行

- ・平成22年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

人事課

1. 次の契約については、「過去に携わった研修が企業や官公庁・学校や医療現場など幅広い分野での高い評価を得ている」、「沖縄県自治研修所講師、県内各自治体及び本市での研修実績がある」、「全国的に研修実績がある」、「産業保健の分野に意欲的な医師で、職員の意識向上に指導力が特に必要とされるため」、「メンタルヘルスの予防活動も含め、産業保健に精通する知識を必要とするため」との理由で市財務規則第113条の2第1項のただし書きを適用して1者又は1社を特定のうえ契約に至っているが、同項ただし書きで言う「特別の事情」とは、特許をもっていたり、当該業務を行なえる者が他にいないという場合等が該当するものであり、前述の理由だけでは該当しないものである。
 - (1) 平成22年度 新採用職員研修委託
 - (2) 平成22年度臨時・嘱託職員「接遇・コミュニケーション」研修委託
 - (3) 接遇・コミュニケーション研修委託
 - (4) 宜野湾市法制執務研修(2日コース)
 - (5) 産業医委託(内科)
 - (6) 産業医委託(精神科)

税務課

1. 次の契約については、決裁年月日、完結年月日の記入もれがあり、文書取扱規程第27条及び第38条に基づき、適切な事務処理に努められたい。
 - (1) 平成22年度図面管理システム異動修正業務委託契約
 - (2) 平成23年度土地評価に係る標準宅地の時点修正率調査業務委託契約
2. 次の契約については不適切な表現があるので、注意されたい。
 - (1) 軽自動車税申告に係る業務委託契約
本契約書の第5条、「契約保証金は、なし」という文言があるが、「免除する。」という表現が適切である。
 - (2) 平成22年度家屋照合調査業務委託契約
本契約書の第4条、契約保証金の条項で「損害賠償金」という文言があるが削除すべきである。
3. 軽自動車税納税通知書封筒、物品供給請書について
 - (1) 請書の納入場所が訂正されているが、訂正印は私印ではなく、請書と同一印を使用すべきである。
 - (2) 請書の契約保証金欄に適用条項が記入されていないので明記するべきである。

納税課

1. 公共料金自動電話催告システムレンタル契約について

- (1) 随意契約の適用条項は、地方自治法ではなく地方自治法施行令とするべきである。
- (2) 本来、契約書は市財務規則第115条に記載された条項を適用して契約書を作成するべきであるが、契約保証金の記載がないことや適切ではないと思われる表現が数箇所あり、契約締結する場合は慎重を期されたい。
- (3) 見積結果報告書の見積決定額は請負金額となるので税込額で記載するべきである。

総務課、行政改革室、IT推進室、契約検査課については、指摘事項はありません。